



令和3年11月24日

東京都知事 殿



郵便番号 105-0011

特定非営利活動法人の所在地

東京都港区芝公園2丁目11番1-203号

特定非営利活動法人の名称

NPO法人日越ともいき支援会

代表者氏名 吉水 慈豊

電話番号 03-6435-6644

Fax番号 03-6435-6694



定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙 新旧対照表 のとおり
2 変更の理由	当法人の目的達成及び円滑な業務の執行のため事業内容を変更する必要が生じたため。

NPO法人日越ともいき支援会 定款

NPO法人日越ともいき支援会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人日越ともいき支援会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区芝公園2丁目11番1-203号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に日本で活動する外国人の方々に対して、在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業、文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業等を行い、国際協力の推進、文化の振興及び観光の促進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業
- (2) 文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業
- (3) 世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業
- (4) 国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業
- (5) 出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能所属機関から契約により委託を受けて行う、適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施業務に関する事業
- (6) 無料職業紹介事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	吉水 慈豊
副理事長	NGUYEN THI DU (グエン・ティ・ユウ)
副理事長	藤林 万里子
理 事	笠原 大玄
理 事	石井 康子
理 事	池田 仁
監 事	石井 博子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和2年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人)	100,000円
	正会員 (団体)	300,000円
(2) 年会費	賛助会員 (個人)	10,000円
	賛助会員 (団体)	200,000円
	正会員 (個人)	60,000円
	正会員 (団体)	120,000円
	賛助会員 (個人)	1口1,000円 (1口以上)
	賛助会員 (団体)	1口10,000円 (1口以上)

令和4年度 事業計画書

NPO法人日越ともいき支援会

1 事業実施の方針

令和4年度は、引き続き定款第5条に掲げる各事業を行い、特に在日ベトナム人に対して、生活支援、就職支援等を行い、又、国際協力及び文化の振興を目的とした講演会、イベント等を実施することで、国際協力の推進及び文化の振興を図って参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【29,235】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
在日外国人、留学生など、日常生活、就労支援、相談、情報提供に関する事業	SNSを通じた相談受付及び情報発信 生活困難者等の保護活動 日本語教室の開催 物資援助活動	通年	法人事務所	7人	主に在日ベトナム人	200人	24,716
文化、スポーツの国際交流促進の事業	国際交流及び文化の振興を目的とした日越文化交流会の実施	年4回	法人事務所	7人	文化の振興、国際交流に興味のある一般市民	40人/回	120
世界各国外の孤児院、貧困地帯の支援に関する事業	途上国の保護施設等での日用品、衣類、文具等の支援	随時	法人事務所	7人	世界の孤児院、貧困地帯の子供達	不特定多数	150
国際協力の推進、文化の振興、交流の促進、個人への支援に関する事業	観光、文化などに携わる個人、団体が実施する国際交流の振興をテーマとした講演会、シンポジウム等への情報提供及び支援	随時	法人事務所	7人	国際協力の推進と文化交流に興味がある都内高校生及び大学生	40人	3,361

及法特機に受適技援の関 理定、属約を、定支部に 管認き所契約を、定支部に 国民づ能ら委託う特人全務業 入難基技かりて1外面施 出びに定関よけ合能計実す	特定技能の在留資格で日 本で働く外国人に対する 就労に関する支援の実施 登録支援機関としての業 務全般	通年	法人 事務所	7人	主に在日 ベトナム 人	20人	888
無料職業紹介 事業	失職した技能実習生や内 定切りにあった留学生に 対して、就労先の確保及び 就労支援	随時	法人 事務所	7人	主に在日 ベトナム 人	20人	0

令和5年度 事業計画書

NPO法人日越ともいき支援会

1 事業実施の方針

令和5年度は、引き続き定款第5条に掲げる各事業を行い、特に在日ベトナム人に対して、生活支援、就職支援等を行い、又、国際協力及び文化の振興を目的とした講演会、イベント等を実施することで、国際協力の推進及び文化の振興を図って参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【29,569】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
在日外国人、留学生、外国人留学生在実習など、日常生活、就労支援、相談及び情報提供に関する事業	SNSを通じた相談受付及び情報発信 生活困難者等の保護活動 日本語教室の開催 物資援助活動	通年	法人事務所	7人	主に在日ベトナム人	200人	24,716
文化、スポーツの振興、国際交流促進、国際的なイベントの企画等に関する事業	国際交流及び文化の振興を目的とした日越文化交流会の実施	年4回	法人事務所	7人	文化の振興、国際交流に興味のある一般市民	40人/回	254
世界各々の孤児、途上国の貧困、途上国の子ども達への支援に関する事業	途上国の孤児や貧困地域の子どもの日用品、衣類、文具等の支援	随時	法人事務所	7人	世界各国の孤児、途上国の貧困地域の子達	不特定多数	150
国際協力の推進、文化の振興、国際的なイベントの企画等に関する事業	観光、文化などに携わる個人、団体が実施する国際的な講演会、シンポジウム等への情報提供及び支援	随時	法人事務所	7人	国際協力の推進、文化の振興、国際的なイベントの企画等に関する事業	40人	3,361

及法特機に受適技援の関 理定、属約を、定支に 管認き所契託を、特人全 国民づ能ら委行号国 入難基技かりて1外 出びに定関よけ合能計実す	特定技能の在留資格で日 本で働く外国人に対する 就労に関する支援の実施 登録支援機関としての業 務全般	通年	法人 事務所	7人	主に在日 ベトナム 人	20人	1,088
無料職業紹介 事業	失職した技能実習生や内 定切りにあった留学生に 対して、就労先の確保及び 就労支援	随時	法人 事務所	7人	主に在日 ベトナム 人	20人	0

令和4年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人日越ともいき支援会

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員	1,040,000	
賛助会員	0	1,040,000
2 事業収益		
在日外国人、実習生、留学生などに対する 日常生活、教育、就職等の相談、支援、 援助及び情報の提供に関する事業収益	240,000	
文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進 などを目的としたイベント、講演会等の 企画及び開催に関する事業収益	0	
世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の 子ども達に対しての、物資等の支援 及び援助に関する事業収益	0	
国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに 携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、 交流、連携及び支援に関する事業収益	0	
出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能 所属機関から契約により委託を受けて行う、 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の 実施業務に関する事業収益	0	
無料職業紹介事業収益	0	240,000
3 寄付金等収益		
受取寄付金	33,500,000	
受取助成金	1,500,000	35,000,000
4 その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計		36,280,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	4,000,000	
福利厚生費	0	
人件費計	4,000,000	
(2)その他経費		
会議費	240,000	
交通費	760,000	
製本印刷費	700,000	
宿泊費	10,800,000	
医療費	1,040,000	
食糧費	7,200,000	
交際費	108,000	
公告宣伝費	0	
通信費	477,000	
支払手数料	2,900,000	
消耗品費	1,010,000	
その他経費計	25,235,000	
事業費計		29,235,000
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費	300,000	
交際費	720,000	
公告宣伝費	400,000	
通信費	600,000	
消耗品費	1,200,000	
修繕費	70,000	
水道光熱費	5,000	

租税公課	40,000		
支払手数料	360,000		
その他経費計	3,695,000		
管理費計		3,695,000	
経常費用計			32,930,000
当期経常増減額			3,350,000
税引前当期正味財産増減額			3,350,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			3,350,000
前期繰越正味財産額			14,087,623
次期繰越正味財産額			17,437,623

令和4年度 活動予算書の注記

NPO法人日越ともいき支援会

1. 重要な会計方針
 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業	文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業	世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対する支援及び援助に関する事業	国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業	出入国管理及び難民認定に基づき、特定技能所属機関から契約により委託を受けて行う、適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施業務に関する事業	無料職業紹介事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益									
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	1,040,000	1,040,000
2. 事業収益	240,000	0	0	0	0	0	240,000	0	240,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	35,000,000	35,000,000
経常収益計	240,000	0	0	0	0	0	240,000	36,040,000	36,280,000
II 経常費用									
(1) 人件費									
給料手当	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
人件費計	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
(2) その他経費									
会議費	120,000	0	0	0	120,000	0	240,000	300,000	540,000
交通費	480,000	0	0	0	280,000	0	760,000	0	760,000
製本印刷費	200,000	0	0	500,000	0	0	700,000	0	700,000
宿泊費	10,800,000	0	0	0	0	0	10,800,000	0	10,800,000
医療費	1,040,000	0	0	0	0	0	1,040,000	0	1,040,000
食糧費	7,200,000	0	0	0	0	0	7,200,000	0	7,200,000
交際費	36,000	0	0	36,000	36,000	0	108,000	720,000	828,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000
通信費	360,000	0	100,000	5,000	12,000	0	477,000	600,000	1,077,000
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	70,000	70,000
支払手数料	0	0	0	2,700,000	200,000	0	2,900,000	360,000	3,260,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	40,000	40,000
消耗品費	480,000	120,000	50,000	120,000	240,000	0	1,010,000	1,200,000	2,210,000
その他経費計	20,716,000	120,000	150,000	3,361,000	888,000	0	25,235,000	3,695,000	28,930,000
経常費用計	24,716,000	120,000	150,000	3,361,000	888,000	0	29,235,000	3,695,000	32,930,000
当期経常増減額	-24,476,000	-120,000	-150,000	-3,361,000	-888,000	0	-28,995,000	32,345,000	3,350,000

令和5年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人日越ともいき支援会

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員	1,040,000	
賛助会員	0	1,040,000
2 事業収益		
在日外国人、実習生、留学生などに対する 日常生活、教育、就職等の相談、支援、 援助及び情報の提供に関する事業収益	240,000	
文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進 などを目的としたイベント、講演会等の 企画及び開催に関する事業収益	0	
世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の 子ども達に対しての、物資等の支援 及び援助に関する事業収益	0	
国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに 携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、 交流、連携及び支援に関する事業収益	0	
出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能 所属機関から契約により委託を受けて行う、 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の 実施業務に関する事業収益	0	
無料職業紹介事業収益	0	240,000
3 寄付金等収益		
受取寄付金	33,500,000	
受取助成金	1,500,000	35,000,000
4 その他収益		
受取利息	0	0
経常収益計		36,280,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	4,000,000	
福利厚生費	0	
人件費計	4,000,000	
(2)その他経費		
会議費	360,000	
交通費	900,000	
製本印刷費	700,000	
宿泊費	10,800,000	
医療費	1,040,000	
食糧費	7,200,000	
交際費	108,000	
公告宣伝費	50,000	
通信費	501,000	
支払手数料	2,900,000	
消耗品費	1,010,000	
その他経費計	25,569,000	
事業費計		29,569,000
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費	300,000	
交際費	720,000	
公告宣伝費	400,000	
通信費	600,000	
消耗品費	1,200,000	
修繕費	70,000	
水道光熱費	5,000	

租税公課	40,000		
支払手数料	360,000		
その他経費計	3,695,000		
管理費計		3,695,000	
経常費用計			33,264,000
当期経常増減額			3,016,000
税引前当期正味財産増減額			3,016,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			3,016,000
前期繰越正味財産額			17,437,623
次期繰越正味財産額			20,453,623

令和5年度 活動予算書の注記

NPO法人日越ともいき支援会

1. 重要な会計方針
 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業	文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業	世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業	国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業	出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能所属機関から契約により委託を受けて行う、適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施業務に関する事業	無料職業紹介事業	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益									
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	1,040,000	1,040,000
2. 事業収益	240,000	0	0	0	0	0	240,000	0	240,000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	35,000,000	35,000,000
経常収益計	240,000	0	0	0	0	0	240,000	36,040,000	36,280,000
II 経常費用									
(1) 人件費									
給料手当	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
人件費計	4,000,000	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
(2) その他経費									
会議費	120,000	60,000	0	0	180,000	0	360,000	300,000	660,000
交通費	480,000	0	0	0	420,000	0	900,000	0	900,000
製本印刷費	200,000	0	0	500,000	0	0	700,000	0	700,000
宿泊費	10,800,000	0	0	0	0	0	10,800,000	0	10,800,000
医療費	1,040,000	0	0	0	0	0	1,040,000	0	1,040,000
食糧費	7,200,000	0	0	0	0	0	7,200,000	0	7,200,000
交際費	36,000	0	0	36,000	36,000	0	108,000	720,000	828,000
広告宣伝費	0	50,000	0	0	0	0	50,000	400,000	450,000
通信費	360,000	24,000	100,000	5,000	12,000	0	501,000	600,000	1,101,000
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	70,000	70,000
支払手数料	0	0	0	2,700,000	200,000	0	2,900,000	360,000	3,260,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	40,000	40,000
消耗品費	480,000	120,000	50,000	120,000	240,000	0	1,010,000	1,200,000	2,210,000
その他経費計	20,716,000	194,000	150,000	3,361,000	1,088,000	0	25,569,000	3,695,000	29,264,000
経常費用計	24,716,000	194,000	150,000	3,361,000	1,088,000	0	29,569,000	3,695,000	33,264,000
当期経常増減額	-24,476,000	-194,000	-150,000	-3,361,000	-1,088,000	0	-29,329,000	32,345,000	3,016,000

NPO法人日越ともいき支援会 臨時社員総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月21日 11:00~12:00
- 2 開催場所 東京都港区芝公園2丁目11番1-203号
- 3 社員総数 12名
- 4 出席者数 12名
- 5 審議事項

- (1) 第1号議案 定款変更の件
- (2) 第2号議案 事業計画及び収支予算の件

6 議事の経過の概要及び議決の結果

互選により、理事長吉水慈豊氏を議長に選任し、出席社員人数を上記のとおり報告し、本総会は有効に成立した旨を述べ、続いて、上記議案の審議を行った。

第1号議案 定款変更の件

議長は、当法人の目的達成及び円滑な業務の執行のために、事業内容を追加し、定款の記載事項を変更する必要があるため、別紙のとおり定款を変更したい旨を説明し、議場にその可否を諮ったところ満場一致で可決承認された。

第2号議案 事業計画及び収支予算の件

議長より、令和4年度及び令和5年度の事業計画書及び収支予算書を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

7 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、笠原大玄氏、石井康子氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和3年11月21日

議長 理事長 吉水 慈豊



議事録署名人 笠原 大玄



同 石井 康子



NPO法人日越ともいき支援会定款

新旧対照表

新	旧
<p>（事業の種類）</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業</p> <p>(2) 文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業</p> <p>(3) 世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業</p> <p>(4) 国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業</p> <p><u>(5) 出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能所属機関から契約により委託を受けて行う、適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施業務に関する事業</u></p> <p><u>(6) 無料職業紹介事業</u></p>	<p>（事業の種類）</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業</p> <p>(2) 文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業</p> <p>(3) 世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業</p> <p>(4) 国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業</p>



令和4年1月18日

東京都知事 殿



郵便番号 105-0011
 特定非営利活動法人の所在地
 東京都港区芝公園2丁目11番1-203号
 特定非営利活動法人の名称
 NPO法人日越ともいき支援会
 代表者氏名 吉水 慈豊
 電話番号 03-6435-6644
 ファクシミリ番号 03-6435-6694



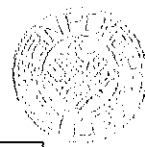
定款の変更の認証に係る閲覧書類提出書

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第3条の3第2項の規定により、下記のとおり閲覧の用に供する書類を提出します。

記

- 1 変更の認証に係る変更後の定款





令和 4 年 2 月 7 日

東京都知事 殿



郵便番号 105-0011

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園2丁目11番1-203号

特定非営利活動法人の名称

NPO法人日越ともいき支援会

代表者氏名 吉水 慈豊

電話番号 03-6435-6644

FAX番号 03-6435-6694



定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出します。

(日本産業規格A列4番)

〒104-8033 東京都千代田区千代田3-1-5

第一生命ビル9F

(行)東京の森銀行株式会社

TEL 03-6231-8677(代)

履歴事項全部証明書

東京都港区芝公園二丁目11番1-203号
NPO法人日越ともいき支援会

会社法人等番号	0104-05-018488
名称	NPO法人日越ともいき支援会
主たる事務所	東京都港区芝公園二丁目11番1-203号
法人成立の年月日	令和2年2月4日
目的等	<p><u>目的及び事業</u> この法人は、広く一般市民、特に日本で活動する外国人の方々に対して、在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業、文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業等を行い、国際協力の推進、文化の振興及び観光の促進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 観光の振興を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 国際協力の活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業 (2) 文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業 (3) 世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業 (4) 国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業</p>
	<p><u>目的及び事業</u> この法人は、広く一般市民、特に日本で活動する外国人の方々に対して、在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業、文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業等を行い、国際協力の推進、文化の振興及び観光の促進を図り、もって公益に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 観光の振興を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 国際協力の活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>

	<p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 在日外国人、実習生、留学生などに対する日常生活、教育、就職等の相談、支援、援助及び情報の提供に関する事業</p> <p>(2) 文化、スポーツの振興、国際交流、観光促進などを目的としたイベント、講演会等の企画及び開催に関する事業</p> <p>(3) 世界各国の孤児達、発展途上国、貧困地域の子ども達に対しての、物資等の支援及び援助に関する事業</p> <p>(4) 国際協力の推進、文化、スポーツの振興などに携わる個人、団体等への連絡、協力、調整、交流、連携及び支援に関する事業</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能所属機関から契約により委託を受けて行う、適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施業務に関する事業</p> <p>(6) 無料職業紹介事業</p> <p>令和 4年 1月17日変更 令和 4年 1月25日登記</p>		
役員に関する事項	<p>東京都港区芝公園二丁目11番1-2903号 理事 吉水 慈 豊</p> <p>東京都港区芝公園二丁目11番1-2903号 理事 吉水 慈 豊</p> <table border="1" data-bbox="1066 920 1439 1066"> <tr> <td>令和 3年 4月 1日重任</td> </tr> <tr> <td>令和 3年 4月 2日登記</td> </tr> </table>	令和 3年 4月 1日重任	令和 3年 4月 2日登記
令和 3年 4月 1日重任			
令和 3年 4月 2日登記			
登記記録に関する事項	<p>設立</p> <p>令和 2年 2月 4日登記</p>		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 4年 2月 3日

東京法務局台東出張所
登記官

西 岡 信 之

